

平成二十五年内閣府令第五十九号

消費税の円滑化が図られ、また、税金を支払う行為は、是正等に関する特別措置法第四十一条第二号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税の還付を受けられる表記(併せて「五十一年法律第四十一号」)第八条第三項に規定する内閣府令で定める表示は、消費税の還付を受けられる表記(併せて「二十一年法律第四十一号」)である。

金券、映画券、音楽券、演劇券、歌舞伎券、旅行券等の他の催物券等への招待又は優待を含む。)。

## 四 附則 便宜、労務その他の役務

この府令は、平成二十五年十月一日から施行する。